

※本学での申込において特に重要な箇所を記載しています。よく確認してください。

大学院 に進学予定の奨学金を希望する皆さんへ

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2026年度入学者用

貸与奨学金案内

(大学院予約)

無利子貸与奨学金

- 第一種奨学金
- 授業料後払い制度 (修士課程相当のみ)

有利子貸与奨学金

- 第二種奨学金
- 入学時特別増額貸与奨学金



・「スカラネット下書き用紙」は申込書類として配布しますが、この奨学金案内と同じ本学webサイトにも掲載しています。本学での申込において特に重要な箇所を記載していますので、よく確認してください。

・「奨学金確認書兼地方税同意書」は申込書類として配布します。

本学webサイトに掲載している「日本学生支援機構奨学金申込要領」で確認してください。

別途、進学予定の大学院から
受け取って下さい

スカラネット
入力下書き用紙

奨学金確認書兼
地方税同意書



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2025年(令和7年)8月1日

目次

	ページ
本冊子で説明している内容をピックアップ	3
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	4
第1部 貸与奨学金制度の概要	
1. 募集時期	5
2. 貸与奨学金の種類と貸与額	5
3. 対象者	7
4. 申込資格	7
5. 選考基準	8
6. 貸与奨学金の交付	10
7. 貸与期間	11
8. 利率	11
9. 元利均等返還	12
10. 特に優れた業績による返還免除	13
11. 返還方式	13
12. 個人情報情報機関への登録と利用等についての同意	16
13. 保証制度	18
第2部 申込手続等	
1. 申込みの流れ	23
2. 奨学金申込情報	24
3. 必要書類と提出先の確認	25
4. スカラネットによる申込み	26
5. マイナンバー提出等の手続き	29
6. 進学前離職の特例措置について	34
第3部 採用候補者決定～進学届の提出	
1. 奨学生採用候補者の決定	35
2. 奨学生採用候補者の辞退	35
3. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き	35
4. 労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）について	37
5. 進学時の提出書類（2026年4月以降入学後）	37
6. 「進学届」の提出	37
7. 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退	37
8. 別の種類の奨学金を希望する場合	37
第4部 奨学金の貸与開始～返還	
1. 採用時の手続き	38
2. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	39
3. 貸与終了後の返還	40
資料 奨学金の返還を延滞した場合	44
参考1 機関保証制度の保証料（目安）	45
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	47

【本冊子の用語】

あなた 貸与奨学金に申し込む学生本人

機構 独立行政法人日本学生支援機構

公庫 株式会社日本政策金融公庫

奨学金確認書兼地方税同意書 奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人情報の取扱いに関する同意書

スカラネット入力下書き用紙 2026年度入学者用 スカラネット入力下書き用紙（大学院予約）

スカラネット 奨学金を申し込む時に利用する申込サイト

本冊子で説明している内容をピックアップ

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

貸与奨学金の予約採用の募集はどこで行っていますか？

5 ページ

国内の進学予定の大学院（通学・通信問わない）で募集しています。必ず進学予定の大学院に申込締切日を確認して申込みの機会を逃さないように注意してください。

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

5 ページ

無利子「第一種奨学金」「授業料後払い制度」と、有利子「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

どのような人が借りられますか？

7・8 ページ

2026年度に国内の大学院（通学・通信問わない）への進学を予定しており、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人が対象です。貸与基準（学力・家計）により選考を行います。

保証制度にはどのような種類がありますか？

18 ページ

「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。

※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した場合及び授業料後払い制度の場合は機関保証制度のみとなります。

返還方式にはどのような種類がありますか？

13 ページ

「第一種奨学金」を申し込む場合は、「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。

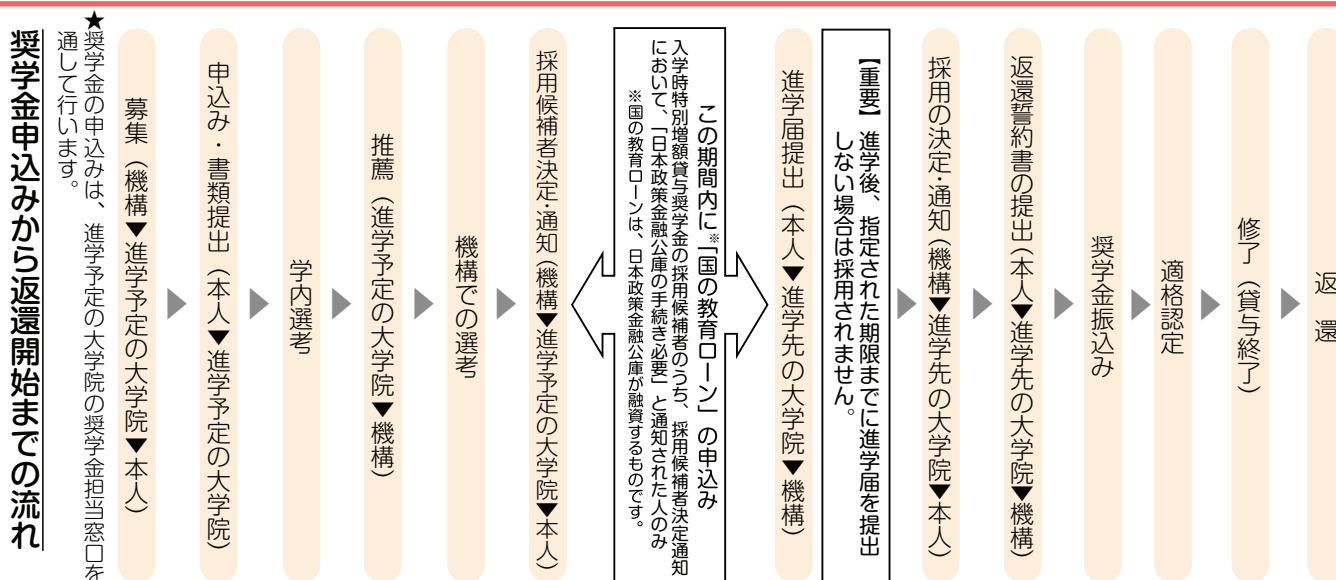
※授業料後払い制度は、所得連動返還方式のみとなります。

※第二種奨学金は、定額返還方式のみとなります。

申込手続きはどのように行えばよいですか？

23 ページ

申込手続きは①インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力すること、及び②マイナンバー等を機構に提出することによって行います。



機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「予約採用」について説明しています。

この冊子をよく読み、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。

申込みは、進学予定の大学院の奨学金窓口を通して行います。

機構は、当該大学院からの推薦を受けて、選考及び採用の可否を決定します。

選考結果は、当該大学院を通じて通知されます。



貸与奨学金（借入金）について

機構の貸与奨学金には次の種類があります。

1. 第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）（無利子）
2. 第二種奨学金（有利子）
3. 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいてほしい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

本当に必要な金額？ 借りすぎに注意！

- (3) 奨学金の貸与を受けるのはあなたです。返還義務もあなたにあります。
- (4) 貸与奨学生が大学院を修了してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（先送り）する制度等があります。
- (6) 入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。
- (7) 採用候補者に決定しても、まだ正式な採用ではありません。正式採用は、大学院入学後に所定の書類提出等の手続きをした後です。
- (8) 採用候補者に決定しても、2026年度中に採用候補者の決定通知に記載のある大学院・課程に入学しなかったときは採用されません。
- (9) 奨学金の振込みは、大学院に入学し、進学届を提出した後に始まります。入学時特別増額貸与奨学金も入学後に振り込まれます。入学前や入学後しばらくの間に必要となる資金は別に用意する必要があります。
- (10) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※ 6年制薬学部に基づき薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

1 募集時期

国内の進学予定の大学院ごとに募集時期が異なります。申込締切日を進学予定の大学院に必ず確認し、申込みの機会を逃さないよう注意してください（各申込締切はスカラネット入力下書き用紙の「おぼえ書き」に記入してください）。

2 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金には、次の4種類があります。

貸与奨学金の種類		利子	貸与の方法		貸与始期 (いつから)	貸与終期 (いつまで)
第一種奨学金	第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月一回振込	2026年4月 ※秋季入学者は進学先の大学院へご確認ください	修業年限の終期
	授業料後払い制度		授業料支援金	支援対象授業料（授業料相当額）を学校（場合により本人）へ振込 ※別途、保証料相当額も貸与額に含まれます。		
			生活費奨学金（毎月の奨学金）	原則として毎月一回振込		
第二種奨学金		有利子	毎月の奨学金	原則として毎月一回振込		
入学時特別増額貸与奨学金			一時金	採用が決定した月に一回だけ振込		

第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※第一種奨学金と授業料後払い制度を併用することはできません。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）又は第二種奨学金と同時に申し込む必要があります。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については11ページ **8** を参照してください。

※授業料後払い制度を利用する場合の貸与終期は、一貫制博士課程の場合、前期（修士課程相当）の終期となります。

授業料後払い制度とは

○授業料後払い制度は、授業料支援金と生活費奨学金を無利子で貸与する制度です。卒業等した後、貸与奨学金として所得に応じた金額の返還が必要です。

○修士課程相当（4ページ【大学院の課程の区分】参照）でのみ利用できます。

○授業料後払い制度を利用しても、別途授業料の納付が必要になる場合があります。授業料後払い制度を利用する場合の授業料の納付方法については、進学予定の大学院に確認してください。

○第一種奨学金と併用できません。

○授業料後払い制度は、緊急採用の適用はありません。

それぞれの貸与額は以下のとおりです。

(1) 第一種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金	月額 50,000 円、88,000 円から選択	月額 80,000 円、122,000 円から選択

(2) 授業料後払い制度

奨学金の内訳	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	
授業料支援金	国公立： 最大 535,800 円、 私立： 最大 776,000 円 （1 年間の額。この額を「支援対象授業料」といい、学校が金額を決定します。） に、保証料相当額を加えた額 ※申込者は支援対象授業料の額を選択することはできません。支援対象授業料の額は、 学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）によって変動することがあります。	
生活費奨学金	月額 0 円（利用しない）、2 万円、4 万円から選択	

授業料後払い制度は、授業料に充てるために授業料が生じる時期に応じて貸与される「授業料支援金」と、生活費に充てるために毎月貸与される「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料後払い制度は、修士課程相当でのみ利用できます。そのため、一貫制博士課程の場合、前期課程でのみ利用できます。

(3) 第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分	
	修士課程相当	博士課程相当
第二種奨学金	月額 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円から選択	

法科大学院において貸与月額 15 万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額
4 万円増額（15 万円＋4 万円＝月額 19 万円）
7 万円増額（15 万円＋7 万円＝月額 22 万円）

※増額分の利率については 12 ページ **8** (2) を参照してください。

(4) 入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として 10 万円から 50 万円までの間で 10 万円単位で額を選択できます。申込みは入学時（編入学者は編入学時）に限ります。

同時に申し込む第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）・第二種奨学金の貸与始期を入学年月と同一にする必要があります。

3 対象者

2026年度に国内の大学院（通学・通信問わない。ただし、授業料後払い制度は修士課程相当に限る。）に進学予定の人が対象です。なお、編入学予定者は本冊子で申込手続きをすることはできません（編入学後に「在学採用」の募集時期に申し込みます）。また、海外大学院日本校に進学予定の人は、海外用の奨学金案内を利用して手続きをしてください（本冊子で申し込むことはできません）。

4 申込資格

2026年度に国内の大学院の修士課程相当又は博士課程相当に進学を希望する人で、高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～③に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認してください。

①過去に奨学金の貸与を受けたことがある人

- ア. 過去に貸与を受けた奨学金が、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用となります。また、採用後に判明した場合は、採用を取り消します。
- Ⅰ. 過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合
 - Ⅱ. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合
- イ. 過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関により代位弁済が行われたことが判明した場合には、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や申込みができない場合があります。
詳しくは 11 ページ **7** を参照してください。

②債務整理中の人

債務整理中の人は申込資格がありません。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は、貸与の継続はできません。

③外国籍の人

外国籍で、以下の在留資格等の方は申込みができます。

申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く）を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

[在留資格等による申込資格の可否]

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国以外	法定特別永住者（※3）	・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの （いずれか1点）
	永住者	
	日本人の配偶者等	
	永住者の配偶者等	
	定住者（※4）	
	家族滞在（※5）	上記の書類に加えて ・「出入国記録の写し」（原本）（※6）
	上記以外（留学等）	申込資格がありません（※7）

（※1）申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4）「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。

（※5）「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業（修了）していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。

（※6）ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。

（※7）申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

5 選考基準

学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を進学予定の大学院が推薦します。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

(1) 学力基準

区分	「第一種奨学金又は授業料後払い制度」・「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
修士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
博士課程相当	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動できると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

※併用貸与の学力基準については、第一種奨学金又は授業料後払い制度と第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は授業料後払い制度を申し込む場合も適用されます。

(2) 家計基準

家計基準は、提出されたマイナンバー等で取得した住民税情報で判定を行います。具体的には、申込者本人及び配偶者（いる場合のみ。以下同じ）の2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額（※）が下表に該当するか審査を行います。なお、第一種奨学金及び授業料後払い制度については基準額を超えていても採用される場合があります。

①修士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金又は授業料後払い制度	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が66,400円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が155,300円以下であること
併用貸与 （第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が61,600円以下であること

②博士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が80,100円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が229,800円以下であること
併用貸与 （第一種奨学金・第二種奨学金）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が66,400円以下であること

※ 貸与額算定基準額 ＝（課税標準額）× 6％ －（市町村民税調整控除額）（100円未満切り捨て）

○政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に 3/4 を乗じた額となります。

○市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円となります（以下の例外を除きます）。

- ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。家計基準は2024年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

(単位：万円)

	本人が給与所得者の場合 (年間の給与収入金額)			本人が給与所得者以外の場合 (年間の所得金額)		
	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用	第一種 授業料後払い制度	第二種	併用
修士課程	299	536	284	197	364	188
博士課程	340	718	299	223	503	197

(注) 上記は、配偶者がいない場合の目安です。

(3) 入学時特別増額貸与奨学金(一時金) 学力基準・家計基準

項目	基準
学力基準	併せて貸与を受けることとなる奨学金(第一種奨学金又は授業料後払い制度、第二種奨学金、併用貸与)の基準を適用(8ページ 5 (1) 参照)。
家計基準	奨学金申込時における貸与額算定基準額(8ページ 5 (2) 参照)が0円であること。 ただし、貸与額算定基準額が0円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申し込んで利用できなかった人は、貸与額算定基準額が0円とみなします。

入学時特別増額貸与奨学金は、公庫の「国の教育ローン」を申込み等したものの利用できなかった世帯の学生に貸与するものです。

「国の教育ローン」が利用できた場合、「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できませんので、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退していただくこととなります。

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込等手続きをしてください。

「採用候補者決定通知」の記載	「国の教育ローン」	入学時特別増額貸与奨学金(※)
「国の教育ローンの申込み： 不要」	→	利用可
「国の教育ローンの申込み： 必要」	→ 申し込んで、利用できなかった	利用不可 「進学届」にて辞退の手続きが必要です
	→ 申込みしようとしたが、申込要件を満たさず、申し込めなかった	
	→ 申し込んで、利用できた	利用可
	→ 申し込まなかった	

(※) 予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下(申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計(8ページ参照)が0円)の場合、「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。

入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は35～36ページを参照してください

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入(所得)金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

6 貸与奨学金の交付

【第一種奨学金・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金】

奨学金は奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。ただし、入学時特別増額貸与奨学金は第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）・第二種奨学金の採用が決定した月に一回だけ振り込みます。

重要

- 進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- 保証制度として機関保証制度（18ページ参照）を選択し、かつ初回振込時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、機関保証料が端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- 進学届提出時に振込口座番号や本人名義に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。

【授業料後払い制度】

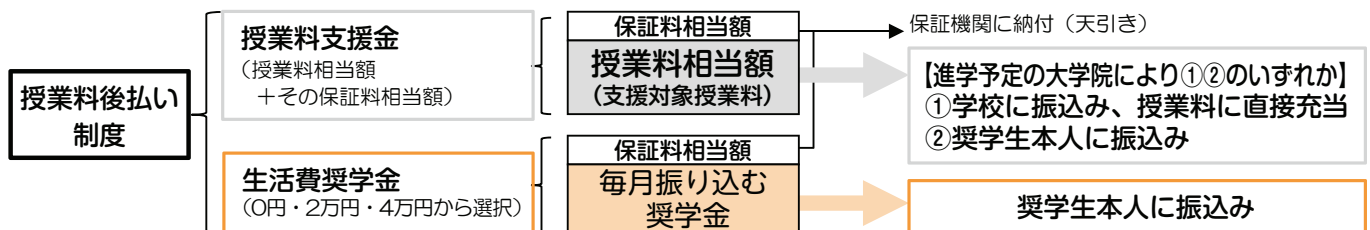
授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、大学院が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれたときは、大学院はその金額を奨学生の授業料に充当します。ただし、進学予定の大学院の状況により、学校指定口座に振り込むことができないときや、授業料に充当できない額が生じたときは、奨学生本人名義の口座に振り込まれることがあります（奨学生本人名義の口座にしか振り込めない学校もあります）。振込先がどちらになるかは、進学予定の大学院にご確認ください。

「生活費奨学金」は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

重要

- 初回振込時において奨学金が数か月まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、機関保証料が端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の数倍にならないことがあります。
- 振込口座情報等スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることがあります。
- 授業料後払い制度を利用する場合であっても、機構が授業料の納付義務を直接負っているわけではありません。また、支援対象授業料には上限額が設けられているため、授業料に対して不足が生じる場合もあります。授業料後払い制度を利用する場合（授業料後払い制度に申し込んだ結果、採用されなかった場合も含みます。）の授業料の納付の方法については、進学予定の大学院の案内をご確認ください。
- 支援対象授業料（授業料相当額の支援）が大学院に振り込まれた場合であっても、奨学生本人に振り込まれた場合と同様、返還が必要です。

授業料後払い制度の交付の仕組み



(1) 取扱金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く） ※機構の取扱金融機関であれば、インターネット支店を利用できます。	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座、解約した口座

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込まれます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。ただし、初回振込日は大学院への進学後で、具体的には「進学届」（37ページ参照）の提出時期により異なります。また、初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。



詳しくは、「貸与奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）で確認してください。

また、授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、学校が指定する月（採用される月が学校が指定する月より遅いときは、採用される月）の11日に振り込まれます。

支援対象授業料は、授業料が生じた時期に奨学生が在籍していた場合、退学等で在籍しなくなっても、振込みがある場合があります（その場合も返還が必要です）。

7 貸与期間

貸与期間は、5ページ「**2** 貸与奨学金の種類と貸与額」の表に示されている貸与始期から貸与終期までです。ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表【大学院の課程の区分】参照）で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合がありますが、所定の要件を満たす場合、入学後の大学院の正規の修業年限まで再び奨学金を受けることができます。これを再貸与といいます。授業料後払い制度は、第一種奨学金に含まれます。以下の通り、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）と第二種奨学金で再貸与を受けられる回数が異なります。

第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の再貸与：全ての学校区分を通じて1回限り再貸与可能

第二種奨学金の再貸与：各々の学校区分において1回限り再貸与可能

【大学院の課程の区分】

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程、博士前期課程、専門職大学院の課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※ 6年制薬学部基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取り扱います。

【参考】長期履修学生について（詳細は進学予定の大学院に確認してください）

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

- 第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。
- 第二種奨学金：所定の手続きを行うことによって、学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

8 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3.0%）があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

（参考）返還期限猶予・在学猶予の説明は43ページ **3** (8)

利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。

将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。

利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。

将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注1）「貸与終了時に決定した利率」とは、機構が奨学金交付のために借り入れた資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

（注2）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

(2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

- ①入学時特別増額貸与奨学金を受けた人
- ②法科大学院に在学し、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた人

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年 3.0% が上限です）。

増 額 貸 与 利 率：原則として基本月額に係る利率に 0.2% 上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年 3.1% を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の 4 月以降、進学先の大学院へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって進学先の大学院にお問い合わせのうえ、進学先の大学院を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知および口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。



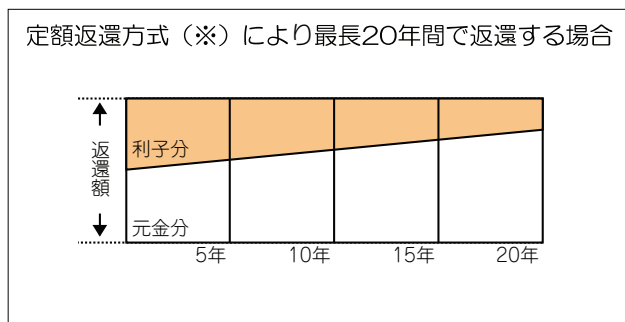
9 元利均等返還

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・返還据置期間（※）の利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります。また、利率見直し方式の場合は 5 年ごとに毎回の返還額が見直されます）。

（※）貸与終了後や在学猶予（43ページ参照）期間終了後から返還開始までの期間

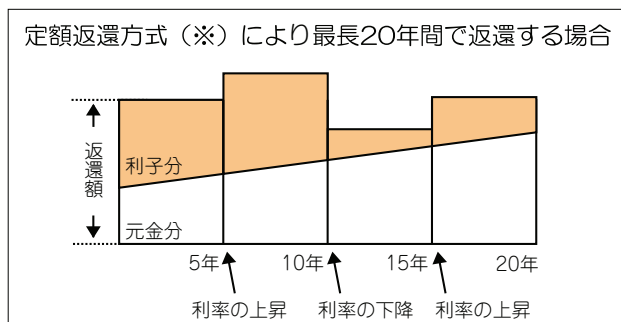
(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。



(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が 5 年ごとに見直されるため、残元金に対する利子が増減することにより、返還額が増減します。



（※）「定額返還方式」の例は 41 ページ 3 (6) を参照してください。

（注 1）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注 2）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注 3）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（15ページ 11 (2) 参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある 1 月と 7 月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

10 特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する人について、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ・ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。なお、博士課程については、本機構の定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を満たしていることが必要です。免除申請を希望する人は、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度の貸与が終了する年度に、大学院に申請が必要となります。

また、特に優れた業績を挙げたと認められる者で、正規教員として採用になった者を全額免除とする制度も実施しています。上記と同様に授業料後払い制度も対象です。(※1、2)

- ① 博士課程1年次に入学して第一種奨学金(※3)の貸与を受ける人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を上げる見込みがあると認められた人については、返還免除内定制度があります。返還免除の内定を希望する人は、進学後の博士課程1年次に、大学院に申請が必要となります。なお、内定者として決定されても貸与期間中に「廃止」又は「停止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了(学位取得)できなくなった時(※4)は、返還免除の内定を取り消します。
- ② 修士課程及び専門職学位課程への進学を予定している人に対する返還免除内定制度があります。大学学部等において給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている、もしくは住民税非課税世帯の学生等であって、科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI、量子、マテリアル等)又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野への進学を希望している人のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を上げる見込みがあると認められた人について、返還免除の内定を申請することができます。なお、内定者となった場合は年に1回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。学業成績不振等により、内定を取り消す場合があります。また、貸与期間中に「廃止」、「停止」または「警告」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了(学位取得)できなくなった時(※4)等は、返還免除の内定を取り消します。

返還免除の内定を希望する人は、進学前に、進学予定の大学院に申請します(奨学金の申請とは別に手続きする必要があります)。

申請方法等は、2025年12月下旬頃または2026年1月上旬頃、本学webサイト及びメールでお知らせします。

- ※1 2023年度以降、大学院博士課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」の支援を受けた人は、本機構の「特に優れた業績による返還免除制度」の対象外になります。(2025年8月現在)
- ※2 教員になった者を対象とした返還免除制度を実施しています。貸与期間中に在学している課程で優れた業績を挙げた者として機構が認定した者で、かつ教職大学院又は一定の条件を満たす教職大学院以外の大学院に原則在籍中に教員採用選考試験に合格し、大学院修了の翌年度に免除対象となる学校種の正規教員になるなど、その他必要な要件を全て満たした場合は、大学院在籍中に貸与を受けた第一種奨学金(授業料後払い制度を含む)の返還が全額免除となります。
対象者の要件が必要な手続き等につきましては、決まり次第本機構のホームページでお知らせしますので、ご確認ください。
- ※3 第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)は、返還免除内定制度の対象外です。
- ※4 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情により修業年限内で課程を修了できなくなった時は、内定取消の対象外です。

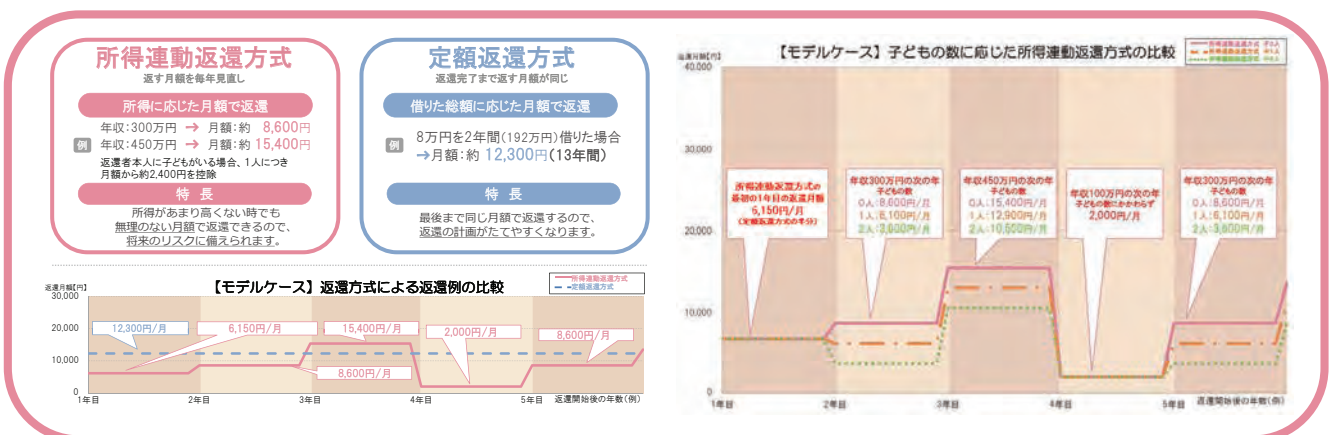
本学では、人間社会環境研究科(博士前期課程)及び自然科学研究科(博士前期課程)が該当します。

11 返還方式

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金の貸与を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。ただし、授業料後払い制度を申し込む人は、「所得連動返還方式」となります。また、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については、「定額返還方式」となります。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。



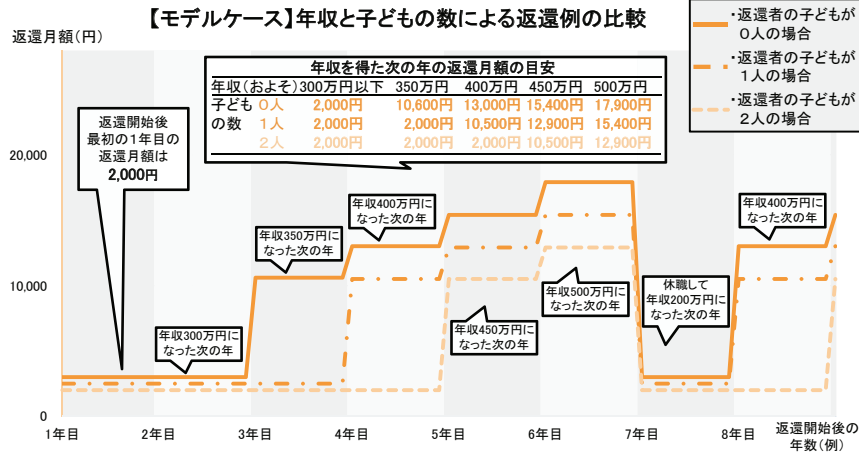
※所得連動返還方式の返還2年目以降の返還月額は前年の収入(所得)により変動します。また、返還者本人の子ども1人につき一定額が返還月額から控除されます。返還期間は一般的に返還月額が少ないほど長くなり、多いほど短くなります。返還総額はどちらの返還方式も同じです。

授業料後払い制度の 所得連動返還方式

所得に応じた月額で返還

返還者に子どもがいない場合		返還者に子どもが2人いる場合	
例	年収:250万円 → 月額: 2,000円	年収:250万円 → 月額: 2,000円	
	年収:450万円 → 月額:約 15,400円	年収:450万円 → 月額:約 10,500円	

【モデルケース】年収と子どもの数による返還例の比較



●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式		定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金	授業料後払い制度	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	機関保証制度（保証料が必要）のみ		機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	マイナンバーを利用して取得（返還 2 年目以降）した前年の所得情報等に基づき 10 月～翌年 9 月の返還月額を算出 $(「課税対象所得（課税総所得金額）」 \times 9 \% \div 12)$ （1 円未満の端数は切り捨て） ※算出した額が 2,000 円未満となった場合、返還月額は 2,000 円となります。 ※子ども 1 人につき 33 万円を課税対象所得から控除します。 ※「授業料後払い制度」と「授業料後払い制度」以外の第一種奨学金の所得連動返還方式とは、返還月額の算出方法が一部異なります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額 2,000 円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。 ※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始 2 年目以降は前年の課税対象所得の 9% を 12 で割った返還月額 × 貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば ×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば ×3）により返還をしていただくことになります。		貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還 ※返還初年度の返還月額は、一律 2,000 円です。 ※年収が 300 万円程度になるまで最低返還月額（2,000 円）での返還となります。 ※「授業料後払い制度」の奨学金のほかに、学部等で貸与を受けていた第一種奨学金で所得連動返還方式を選択していた場合の返還月額の例： ①返還 1 年目 $2,000 \text{ 円} [\text{授業料後払い制度の返還月額}] + \text{学部等で貸与を受けていた第一種奨学金の定額返還方式の返還月額の半額}。$ ただし申請により 2,000 円 [学部等の第一種奨学金の返還月額] ②返還 2 年目以降・年収が 300 万円以下で子がない場合 $2,000 \text{ 円} [\text{授業料後払い制度の返還月額}] + (\text{課税対象所得（課税総所得金額）} \times 9 \% \div 12) [\text{学部等の第一種奨学金の返還月額}]$ ③返還 2 年目以降・年収が 300 万円超で子がない場合 $\text{課税対象所得（課税総所得金額）} \times 9 \% \div 12 \times 2 [\text{授業料後払い制度と学部等の第一種奨学金の返還月額の合計}]$

	所得連動返還方式	定額返還方式
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (参考) 本ページ 11 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度が利用可能 (減額返還制度は利用不可) (参考) 43 ページ 3 (8)	減額返還制度、返還期限猶予制度が利用可能 (参考) 43 ページ 3 (8)

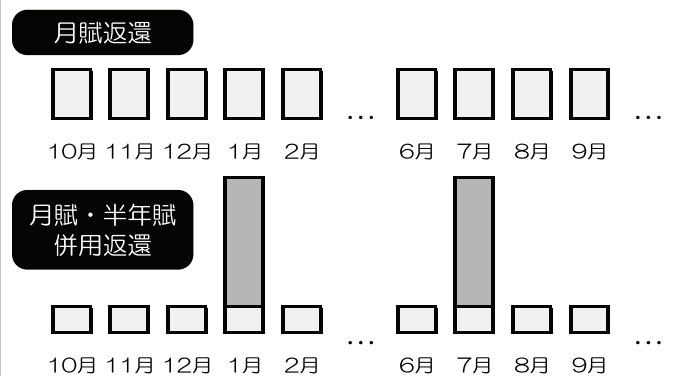
※何らかの事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出していない場合は、定額返還方式により算出した返還月額により返還します。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は、原則として変更できません。

- ①月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ②月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分为半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

毎月の返還のイメージ



(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	- 貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行う必要があります。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。 - あなたのマイナンバーが提出されていない場合は、変更手続きにあたり、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 - 月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 → 定額返還方式	貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。 なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、大学院にお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって大学院にお問い合わせのうえ、大学院を通じて変更の手続きをしてください。 - 保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみであるため対象外

※授業料後払い制度は「所得連動返還方式」のみであるため対象外

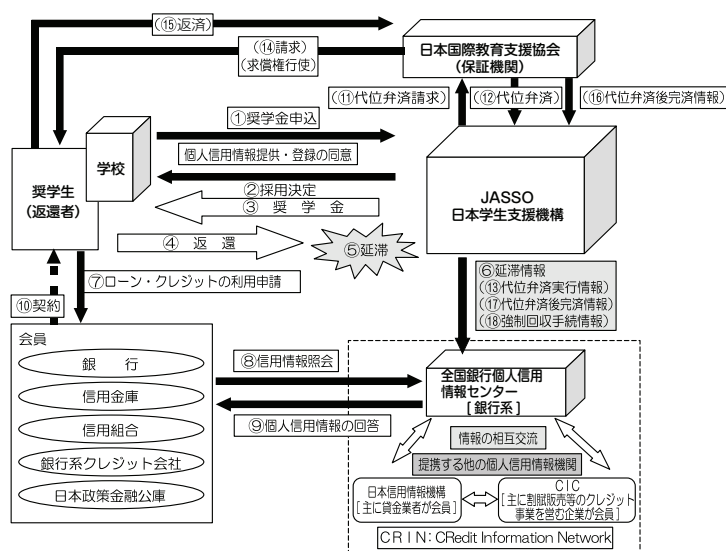
12 個人情報情報機関への登録と利用等についての同意

多重債務防止の観点から、奨学金の返還を延滞した場合、延滞情報を個人情報情報機関（※）に登録します。奨学金申込時に、個人情報情報の取扱いについて同意する必要があります。同意条項は、申込時に提出する「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されています（17ページにも掲載していますのでご覧ください）。

- ・奨学金の返還が延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関への登録対象となります。
- ・新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人情報情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。
- ・一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞を解消したという情報が登録されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- ・個人情報情報機関に延滞情報が登録されると、スマートフォンの分割払いやクレジットカードの利用ができなくなる、また、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人情報情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人情報情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込み

- ①奨学金申込み（個人情報情報機関（含む提携個人情報情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ②採用決定
- ③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生
- ⑥個人情報情報機関への延滞情報の登録（延滞3か月以上になった場合）

3. 会員（銀行等）による個人情報の利用

- ⑦ローン・クレジットの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人情報情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例（延滞が続き、代位弁済となった場合）

- ⑪代位弁済請求
- ⑫代位弁済
- ⑬個人情報情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ⑮返還者から日本国際教育支援協会への返済
- ⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人情報情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例（延滞が続き、法的手続きが行われ、強制執行となった場合）

- ⑱個人情報情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人情報情報の取扱いに関する同意条項】 機構における個人情報情報機関への登録及び利用は、貸与奨学金の返済を延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報の利用・登録等)

1. 私は、貸与奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株) 日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

・(株) シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株) 日本信用情報機構、(株) シー・アイ・シーは、上記「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

13 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金返還の義務を負うことに変わりはありません。

なお、授業料後払い制度での貸与を受けるには「機関保証制度」の選択が必要となります（「人的保証制度」を選択することはできません）。

機関保証制度	人的保証制度
保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会（以下、「協会」という））に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。 ※一定の保証料の支払いが必要。 ※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要。	機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です（20ページ（1）参照）。 ※必要な書類（20ページ（5）参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	変更不可。
人的保証 → 機関保証	変更可（以下の場合に進学先の大学院を通じて願い出ることができます）。 【願い出の条件】 ・返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 ・連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 ※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。 【保証料】 変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

【機関保証制度】

（1）制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学金貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は47ページを参照してください。協会のホームページ（<https://www.jees.or.jp/>）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学金の返還方式（13～15 ページ **11** 参照）を「所得連動返還方式」とする場合、必ず機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。必ずその人の承諾を得たうえで、スカラネットに「本人以外の連絡先」となる人の情報（氏名、生年月日、あなたとの続柄、住所、電話番号）を入力(届け出)してください。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」（38ページ参照）に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくこととなります。（授業料後払い制度において、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、学校から機構へ返金されます。その分の授業料の納付については学校の指示に従ってください。）

（2）保証範囲と保証期間

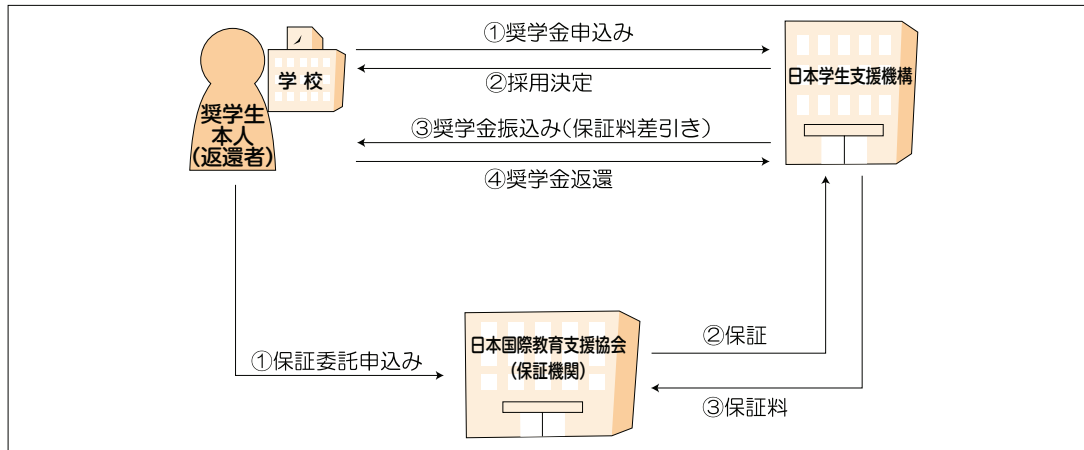
保証範囲は、元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回の保証料を受領したときから保証を開始します。

（3）保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間、貸与利率及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座（授業料支援金は、大学院又はあなたの口座）に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、45～46ページ「**参考1** 機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。奨学金の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(4) 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座（授業料支援金は、大学院又はあなたの口座）に振り込みます。
奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をあなたにいただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則としてあなたの奨学金振込口座（※）又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

※授業料支援金に係る保証料返戻の場合、大学院の口座は除きます。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、保証料分を含めて奨学金は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくてもかまわない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）及び求償権の行使

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたへの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行なった後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります（求償権の行使）。代位弁済が行われた場合も、必ずあなたが保証機関（協会）に返済しなければなりません。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。また、請求に応じない場合は、法的手続（財産、給与の差し押さえ等）が行われます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学金の貸与を希望しても、奨学金を申し込むことはできません。

【人的保証制度】

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人にあなた自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学金の返還について承諾を得てください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をとのえた「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

(参考)「返還誓約書」の提出の説明は38ページ 1 (2)

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人

あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の2分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 連帯保証人・保証人の選任時期

奨学金申込時は保証制度のみを選択し、大学院へ進学時にインターネットで進学届を提出する際に具体的な連帯保証人及び保証人の情報を機構に届け出ます。ただし、奨学金予約申込時にあらかじめ連帯保証人や保証人となる人から引き受けることの承諾を得ておいてください。

(4) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の(5)の書類を提出してもらう必要があります。

(注)「返還誓約書」提出時以外にも、奨学金の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(5) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

詳細は、進学届提出後の採用決定通知と併せて通知します。

必要書類	連帯保証人	保証人	備考
市区町村で発行された「印鑑登録証明書」（コピー不可）（誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、進学届で入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類（コピー可）	○	×	(例) 源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可）及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	21～22ページの「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した人によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。

(注) 併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に必要書類を添付する必要があります。必要書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※確定申告書（控）については22ページ（注2）参照

(6) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件 【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

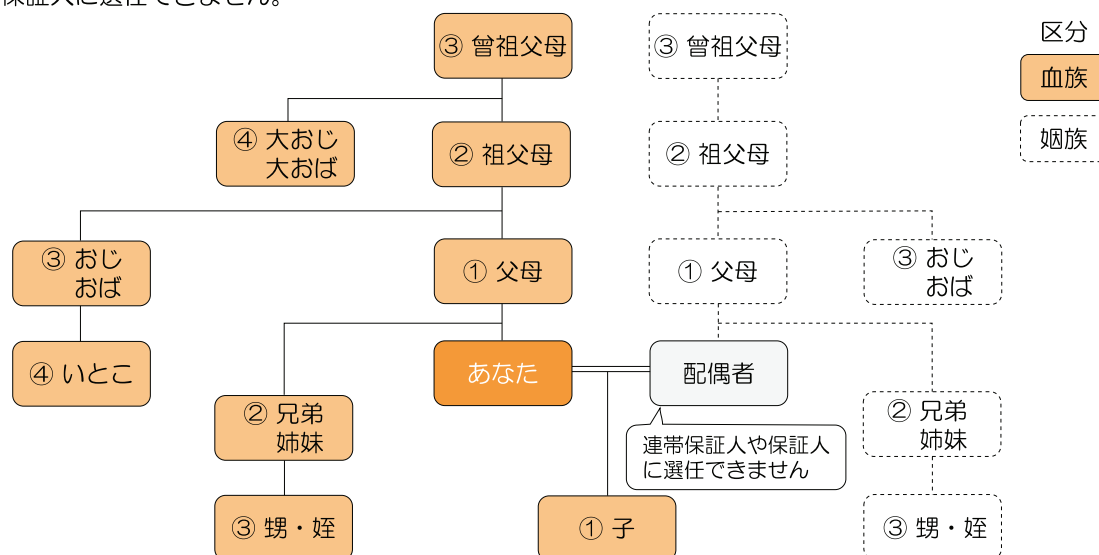
項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族の人。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは21～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
イ	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
ウ	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
エ	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

②保証人の選任条件 【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項番	選任条件	備考
ア	あなたの父母以外の人。	例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。 ・離婚した父母 ・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母 ・配偶者の父母
イ	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	—
ウ	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	—
エ	4親等以内の親族。	例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
オ	進学届提出日時点(2026年4月以降)で65歳未満の人。	例外として、進学届提出日時点(2026年4月以降)で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」を参照してください。
カ	未成年者・学生・債務整理中(破産等)でない人。	進学届提出日時点(2026年4月以降)で成年(18歳)に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
キ	あなたが貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

20～21ページ (6) の表中の備考のとおり、例外として、以下に該当する人については、貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人(22ページ参照)であれば選任できます。

- ・4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合
- ・離婚した父母を保証人に選任する場合
- ・あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・進学届提出日時点(2026年4月以降)で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください（「返還保証書」は機構ホームページに公開している「奨学生のしおり」に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	返還保証書区分	条件	資産等に関する証明書類（すべてコピー可）
A	Ⅰ	給与所得者：年間収入金額 ≥ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
		給与所得者以外：年間所得金額 ≥ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え（注2）
B	Ⅱ	預貯金残高 ≥ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書（注3）
C	Ⅱ	固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書（注3）（注4）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-TAX（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

（注4）固定資産評価証明書に併せて「登記事項証明書（全部事項証明書）」の提出が必要です。ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要です。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	返還保証書区分	条件
A+B	Ⅲ	（預貯金残高 ÷ 16年（注5）） + 年間収入（注6） ≥ 320万円（注7）
A+C	Ⅲ	（固定資産の評価額 ÷ 16年（注5）） + 年間収入（注6） ≥ 320万円（注7）
B+C	Ⅱ	預貯金残高 + 固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）
A+B+C	Ⅲ	（預貯金残高 + 固定資産の評価額） ÷ 16年（注5） + 年間収入（注6） ≥ 320万円（注7）

（注5）16年は平均返還予定年数

（注6）年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

（注7）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額（年間所得 ≥ 220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（21ページ②保証人の選任条件）より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません。
Q2	離婚した父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q3	申込者本人が養子縁組している場合の実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q4	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A2～4	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※進学届提出時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力する必要があります。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（21～22ページ「連帯保証人・保証人の選任条件の例外」参照）。
Q5	2026年3月に18歳となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
A5	進学届に入力する誓約日時点（2026年4月以降）で成年（18歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人は保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※進学届で保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問で「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

貸与奨学金の申込みは、大学院進学予定者が、①進学予定の大学院から申込関係書類を受け取ること、②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ「スカラネット」にアクセスし必要事項を入力すること、③インターネットを通じてマイナンバーを提出すること、④「奨学金確認書兼地方税同意書」を機構に直接提出することの4点を行う必要があります。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

以下の内容をよく理解して、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込みの流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途進学予定の大学院から指示があった場合はそれに従ってください。

申込みは、進学予定の大学院から申込関係書類を受け取った後、「スカラネット」から行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、進学予定の大学院から指定された期限までに行わなければなりません。

(1) 申込関係書類の受取り

進学予定の大学院から申込関係書類を受け取ってください。

- ・「スカラネット入力下書き用紙」 「スカラネット入力下書き用紙」は申込書類として配布しますが、この奨学金案内と同じ本学webサイトにも掲載していますので必ず確認してください。
- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット
- ・識別番号（ユーザID・パスワード）

(2) 選択事項（貸与月額、振込口座、利率の算定方法等）の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

項目	参照ページ	項目	参照ページ
奨学金の申込情報	24ページ 2 参照	利率の算定方法	11ページ 8 参照
奨学金の貸与額	5～6ページ 2 参照	保証制度	18～22ページ 13 参照
奨学金振込口座	10ページ 6 参照	返還方法	13～15ページ 11 参照

(3) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、25ページに記載の必要書類の準備

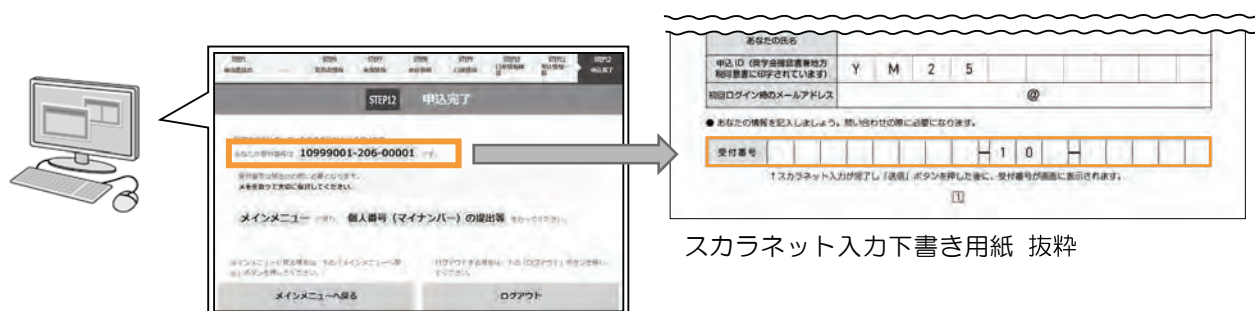
インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。また、インターネットによるマイナンバーの提出に備え、自分と配偶者のマイナンバーが分かる書類を用意してください（配偶者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください）。

(4) スカラネットによる申込み

進学予定の大学院が定めた期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、奨学金を申し込むあなた自身が正確に入力・送信してください。スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込ID」及び「初期パスワード」も必要となります。

(5) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。



(6) インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出します（29 ページ **5** 参照）。

(7) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後 **1 週間以内**に、進学予定の大学院ではなく、**専用の封筒で直接機構に簡易書留で郵送**します。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。



「奨学金確認書兼地方税同意書」に自署をする配偶者とスカラネットへ入力する配偶者は、一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れることがあります。

(8) 25ページに記載の必要書類の提出

定められた期限までに、25ページ記載の必要書類を進学予定の大学院へ提出します。
提出前に書類が不備なくととのっているか確認してください。

【注意】該当者のみ：進学予定の大学院より追加の書類の提出指示

- (1) 入学時特別増額貸与奨学金希望者で、追加で書類の提出が必要な人は、進学予定の大学院より提出の指示があります。
- (2) マイナンバーを提出しても自治体等からマイナンバーによる収入情報の取得ができない場合、所得証明書等の提出が必要になることがあります。

- 申込手続き完了 -

2 奨学金申込情報

解説をよく確認し、スカラネット入力時には間違いのないよう入力してください。

スカラネット ②ー奨学金申込情報の表示	解説
(1)「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ」審査を希望する。	第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみが審査されます。 ※「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度が不採用になった時は、自動的に第二種奨学金の審査を希望する人」は、(3)を選んでください。
(2)「第二種奨学金のみ」審査を希望する。	第二種奨学金のみが審査されます。
(3)「併用貸与」「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度」「第二種奨学金」の審査を希望する。	左記全てについて自動で審査されます。 例えば、 ・第一種奨学金が不採用の時は、第二種奨学金の審査を希望したい ・併用貸与が不採用の時は、第二種奨学金の審査を希望したい ・第1希望は併用貸与、第2希望は第一種奨学金、第3希望は第二種奨学金である場合 などは、こちらを選択してください。 ※併用貸与の採用候補者に決定した場合でも、進学時に不要な奨学金を辞退し、第一種奨学金または第二種奨学金のみを利用することも可能です。

- ※ 採用候補者となった場合でも、借りる必要がなくなった奨学金は、進学時に辞退できます。
- ※ (1)(3)について、第一種奨学金が授業料後払い制度のいずれかを選ぶ必要がありますが、進学時に変更することができます。
- ※ (3)について、審査の結果、「第一種奨学金もしくは授業料後払い制度」または「第二種奨学金」のいずれか一方の利用可となる場合もあります。採用候補者決定通知でご確認ください。

3 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なることに注意してください。

※奨学金の申込時に提出した書類は返却しませんのでご注意ください。

申込に必要な書類はこの奨学金案内と同じ本学webサイトに掲載の「申込書類確認票」を確認してください。

	必要書類	詳細	提出先
全員	1 「奨学金確認書兼地方税同意書」（原本）及び申込者本人（あなた）の身元確認書類	29ページ参照	機構 (注) 専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送
該当者のみ	申込者本人（あなた）が外国籍の場合		
	2 「在留資格及び在留期間（※1）（※2）が明記されている証明書」（いずれか1点） ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民票の写し（原本） ＜「家族滞在」の場合＞ 上記に加えて、 ・出入国記録の写し（原本）（※3） ※1「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※2申込日時時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類（コピー）を大学院に提出してください。 ※3ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。	7ページ参照	進学予定の大学院
	申込者本人（あなた）・配偶者が事情によりマイナンバーを提出できない場合		
	3 マイナンバーを提出できない申込者本人（あなた）・配偶者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」【本機構の所定様式※】	29ページ参照	進学予定の大学院
	申込者本人（あなた）・配偶者が海外に居住し、2025年度（2024年1月1日～12月31日）の住民税が課税されていない場合		
	4 申込者本人（あなた）・配偶者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」【本機構の所定様式※】	29ページ参照	進学予定の大学院
	申込者本人（あなた）が「進学前離職の特例措置適用」に該当する場合		
全員（6または7のいずれか）	5 進学予定の大学院に入学する日（入学予定日）の前1年以内に離職（または無給休職）したことがわかる書類（いずれか1点） ・会社発行の離職（退職）証明書 ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・退職（離職）日の記載がある源泉徴収票 ・休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの）	34ページ参照	進学予定の大学院
	機関保証制度を選択する場合		
	6 本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等	18ページ参照	
7	人的保証制度を選択する場合		
	7 (1) 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（原本）（市区町村で発行されたもの） (2) 連帯保証人の「収入に関する証明書類」 (3) 保証人の「印鑑登録証明書」（原本）（市区町村で発行されたもの） ＜例外に該当する人を選任する場合＞ 上記（1）～（3）に加えて、 (4) 選任する人の「資産等に関する証明書類」	20ページ参照	進学予定の大学院

7は、申込時提出不要です。採用後の返還誓約書提出時に提出が必要な書類です。

※配偶者の書類は、いる場合のみ提出してください。
※本機構の所定様式は、機構ホームページに掲載しています。



4 スカラネットによる申込み ※画像は2025年8月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

奨学金申込みのためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン（アカウント情報登録済みの人）」をクリックしてください。

● 奨学金の新規申込・進学届の提出

◆ 申込内容の選択

申込種別を選択してください

☒ 予約採用の申込 → 進学前に申し込む（進学先で奨学金を希望する場合）

☐ 在学採用の申込 → 進学後に申し込む（在学している学校で奨学金を希望する場合）

☐ 進学届の提出 → 予約採用の採用候補者に決定済進学した場合

進学予定の学校を選択してください

☐ 大学等 → 大学等（大学・短大・高専・専修専門）に進学予定の場合

☒ 大学院 → 大学院に進学予定の場合

☐ 法科大学院 → 法科大学院に進学予定の場合

☐ 海外の大学院 → 海外の大学院に進学予定の場合

申込画面へ

☐ ログイン（アカウント情報登録済みの人）

☐ 返還免除内定制度の申込

日本学生支援機構 スカラネット

識別番号入力

学校から交付された識別番号（ユーザIDとパスワード）を入力してください。
受付開始は午前8時から翌日午前1時までとなっております。

◆ 識別番号入力

高校からの識別番号（学校から交付されたユーザIDとパスワード）を入力してください。
（注）パスワード入力の際は英字・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID

パスワード

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

■ スカラネットにアクセス

ブラウザのアドレスバーに次のURLを入力し、「スカラネット」にアクセスします。

<https://www.sas.jasso.go.jp/>

最初に「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「予約採用の申込」、さらに「大学院」を選択します。その後、**申込画面へ** ボタンを押します。



■ 識別番号入力

別のウィンドウが開きます。
進学予定の大学院から受け取った「識別番号」のユーザID（8桁の数字）とパスワードを入力して、**次へ** ボタンを押します。

奨学金申込・進学届の提出専用ページ

お知らせ「奨学金案内」・「採用候補者のしおり」等で確認した内容を正しく入力してください。
受付開始は午前8時から翌日午前1時までとなっております。

◆ ログイン

申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

申込ID

パスワード

申込ID・パスワードについて

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

申込ID又はパスワードを忘れた方は、下の「ログインできない方」ボタンを押してください。

ログインできない方

（注）パスワード入力の際は英字・半角、大文字・小文字の区別をします。

メールアドレス登録

◆ メールアドレス登録

登録するメールアドレスは、以下の条件を満たす必要があります。
（注）登録するメールアドレスは、以下の条件を満たす必要があります。

① 登録するメールアドレスについて
● 個人用のメールアドレス（学校から交付されたメールアドレスとは別）を使用してください。
● 登録するメールアドレスは、以下の条件を満たす必要があります。
● 登録するメールアドレスは、以下の条件を満たす必要があります。

メールアドレス

メールアドレス（確認用）

◆ 新しいパスワードの設定

パスワード（10文字以上）を設定してください。
（注）パスワードは、以下の条件を満たす必要があります。

① パスワードの構成について
● 英数字・記号・半角英字・大文字・小文字の組み合わせを使用してください。
● 英数字・記号・半角英字・大文字・小文字の組み合わせを使用してください。
● 英数字・記号・半角英字・大文字・小文字の組み合わせを使用してください。

パスワード

パスワード（確認用）

メールアドレス登録・パスワード設定完了の通知メールを送信します。
（注）メールアドレス登録・パスワード設定完了の通知メールを送信します。

送信

■ アカウント情報の登録

奨学金の申込みをするのに必要なアカウント情報を登録していきます。

① ログイン：進学予定の大学院から受け取った「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されているYMからはじまる10桁の申込IDと初期パスワードを入力して、**次へ** ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録（続き）

②メールアドレス登録：画面の指示に従って、登録したいメールアドレスを入力します。

③パスワード設定：画面の指示に従って、新しいパスワードを入力します。②③両方を入力し終わったら、**送信** ボタンを押します。

(5) 申込内容の入力




STEP2 ～ STEP9 の各画面では、申込内容を途中で一時保存することができます。

■ アカウント情報の登録（続き）

④メールアドレス認証：②で入力したメールアドレスに認証コードが届きます。メールに記載の認証コードを入力して、「認証」ボタンを押します。

⑤アカウント情報登録完了：メールアドレスの認証に成功すると、アカウント情報の登録が完了します。メールアドレスと申込IDがセットで表示されます。メールアドレスと申込IDは必ずスカラネット入力下書き用紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。「次へ」ボタンを押すと、次の画面に進みます。

■ メインメニュー

アカウント情報登録完了した人が使える「メインメニュー」画面です。

「奨学金申込」ボタンを押して、奨学金の申込みを開始します。



■ 申込内容の入力

STEP1 申請にあたっての同意事項の確認 画面が表示されます。これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入した内容を、画面の指示に従って入力していきます。

STEP9 奨学金振込口座情報確認 まで終わったら、「次へ」ボタンを押します。

■ 申込内容の確認・訂正

STEP10 奨学金申込情報一覧 が表示されます。各入力画面において誤った内容のまま入力を進めた場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認（訂正）後に、この画面を保存（印刷、スクリーンショット等）することをおすすめします。

■重要事項確認（必須）

奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、理解している場合は「はい」、理解していない場合は「いいえ」を選んでください。

全ての事項を確認した後、下の「送信」ボタンを押してください。

奨学金における確認事項	はい (理解している)	いいえ (理解していない)
1. 進学後の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金（授業料後払い制度）の支援を含みます。以下同じ。）が受けられなくなることがあります。	☐ はい	☐ いいえ
2. 奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。	☐ はい	☐ いいえ
3. 奨学金は、あなた本人に返還の義務があり、締め切り日までに返還契約書を提出しなければなりません。提出しない場合は、採用が取り消されます。また、借りる金額が大きいと返すときの負担も大きくなります。貸与月額は、月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。なお、授業料後払い制度を利用している場合、そのうち授業料の支援の額は、学校が設定します。	☐ はい	☐ いいえ
4. 奨学金の返還を延滞すると、延滞金が課税されます。延滞が長くなると法的措置等が行われることがあります。また、奨学金の返還が困難になった場合は、離れにより、毎月の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期限を先延ばしする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。 ※「減額返還制度」は、「所得連動返還方式」を選択した第一種奨学金と、授業料後払い制度は対象外です（利用できません）。	☐ はい	☐ いいえ



STEP1 確認事項の確認 STEP2 誓約書 STEP3 学業成績 STEP4 研究・実務 STEP5 口座情報確認 STEP6 申込情報確認 STEP7 申込完了

STEP11 申込完了

あなたの奨学金番号は **10999000-106-00001** です。
奨学金番号は開校初年度の必要となります。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューへ戻る」ボタンを押してください。
ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

メインメニューへ戻る ログアウト

■ 受付番号の確認

申込情報が正常に送信されると、「受付番号」が表示されます。「スカラネット入力下書き用紙」の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。

■ メインメニューに再ログインすると

ログアウト後、再度メインメニューにログインするためには、YMで始まる10桁の「申込ID」と、自分で設定した「パスワード」（26ページ参照）が必要です。

申込みが完了している場合、次回ログイン以降はメインメニューで申込内容や選考結果を確認することができます。

■ 申込内容の送信

STEP10 奨学金申込情報一覧 の内容に相違がなければ、「■重要事項確認（必須）」を全て確認し、「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

送信

よくあるトラブル

❓ 次の画面に進めない

今いるページに入力誤り・入力漏れがあると、「次へ」ボタンを押しても次の画面には進めません。エラー発生を示すメッセージと共に訂正の必要な箇所が表示されるので、指示に従って正しく入力し直してください。

❓ 入力の途中で間違いに気付いた

STEP2 誓約 から **STEP9 奨学金振込口座情報確認** の間は、「戻る」ボタンで前の画面に戻って直すことができます。また、最後の **STEP10 奨学金申込情報一覧** まで進んでから、訂正したい画面に戻って間違いを直すこともできます（27ページ参照）。訂正が終わったら、画面下の「確定」のボタンを押すと、**STEP10 奨学金申込情報一覧** の画面まで一度に進むことができます。

❓ 入力の途中で強制的に終了してしまった

1画面あたり30分の入力制限をオーバーしてしまった、機構がデータ更新処理を開始してしまった、スカラネットの動作環境（スカラネット入力下書き用紙 4ページ（1）参照）を満たしていない、のいずれかが考えられます。画面内のメッセージに従っていったん申込作業を終了してください。

5 マイナンバー提出等の手続き

奨学金の選考のためにはマイナンバーの提出が必要です。スカラネットによる申込完了後にアクセスできるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。過去に奨学金の申込み等でマイナンバーを提出したことがあっても、あなた及び配偶者のマイナンバーを改めて提出する必要があります。なお、奨学金の申込みにおいて、**マイナンバーはインターネットによってのみ提出しますので、マイナンバーをコピーした書類を郵送することや、進学予定の大学院へ提出することがないようにご注意ください。**

マイナンバーを用いて選考に必要な住民税情報を取得するためには、法令に基づき、取得する対象者の同意が必要です。本機構では、「奨学金確認書兼地方税同意書」において、あなた及び配偶者の同意を得たうえで、それぞれの住民税情報を取得し、奨学金の選考を実施します。

「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出方法は、進学予定の大学院から配付された大きな封筒に同封の「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」をご確認ください。

あなた及び配偶者がマイナンバーを持っていないことは、まずありません。

マイナンバーカードを持っていなくても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。

「マイナンバー記載の住民票の写し」や「通知カード」があれば、マイナンバーを確認することが可能です。

⚠️ 重要

選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない場合

貸与奨学金は、あなた及び配偶者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で市町村民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。また、海外赴任等によりマイナンバーを提出できない場合は、別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、**必要な書類**を提出してください。



ア. 2025年1月1日時点で、あなた又はあなたの配偶者が国内に居住していない場合

2025年1月1日時点において、国内に居住しておらず、日本で市町村民税が課税されていない方については、上記の機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ進学予定の大学院に提出してください。

また、マイナンバー提出用サイトでは「提出できません」を選択してください。

イ. 海外赴任等によりマイナンバーを提出できない場合

上記の機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ進学予定の大学院に提出してください（ア. にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください）。

※マイナンバー提出用サイトのイメージは、次ページをご確認ください。

(1) マイナンバー提出用サイトへのログイン

※画像は2025年8月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

■スカラネット「メインメニュー」画面にアクセス

「受付番号」の発行（28ページ参照）後、スカラネット「メインメニュー」画面にアクセスすると、画面左下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンが押せるようになります。このボタンを押すと、マイナンバー提出用サイトへ移動します。

■個人番号（マイナンバー）の提出等



必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと進められません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	—
配偶者	—

個人番号（マイナンバー）の提出等

「受付番号」の発行前（スカラネット入力完了前）は、マイナンバーの提出対象となる方が未確定のため、上図のとおり「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目が「—」となり、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンも押せません。

マイナンバー提出等の手続きは、「受付番号」発行後に行ってください。

⚠ マイナンバー提出等の手続きは、あなたが行います。
 マイナンバー提出用サイトでは、**あなたと配偶者（いる場合のみ。以下同じ。）のマイナンバーを入力し、提出しますが、それをしてよいのは、奨学金を申し込むあなただけです。**あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身が行うようにしてください。

(2) 必要情報の入力

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「住民票の写し」や「通知カード」で確認できます！

■スカラネットで入力した情報の確認

ここでは、スカラネットで入力したあなたと配偶者の情報を確認します。

両者の情報に誤りがない場合は、各人の「確認しました」にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断し、大学院の担当者に修正を依頼してください。大学院から修正完了の連絡を受けた後で再度この画面に進み、正しい情報が表示されたことを確認したら「確認しました」にチェックを付けてください。

■マイナンバー提出可否の選択

両者の情報が正しいことを確認したら、あなたと配偶者のそれぞれについて、マイナンバーの提出ができるかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面でマイナンバーを入力します。

「提出できません」を選択した方については、「提出できない理由」を選択し、「その他の事情により提出できない」を選択した場合は、詳細を全角50文字以内で入力します。

⚠ マイナンバーを持っている方は、提出してください。マイナンバーを持っていないことは、まずありません。
 「マイナンバーカードを持っていない」と「マイナンバーを持っていない」ことは混同しがちですが、マイナンバーカードを持っていないとしても、日本にお住まいの方であれば、原則としてマイナンバーは交付されています。

誤解により「提出できません」を選択した場合も変更はできませんので、十分にご注意ください。

入力が終わったら、画面最下部の「次へ」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP2 住民票住所

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報	
漢字氏名	梅橋 宇
カナ氏名	キコウ マナブ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本町 1-0番 2号
生年月日	2000年(平成12年)5月5日

あなたの **住民票記載** の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字)

住所1 (自動入力) 郵便番号を入力

住所2 (番地以降) (全角文字)

2. 登録されている配偶者の情報は以下のとおりです。

配偶者の情報	
漢字氏名	梅橋 花子
カナ氏名	キコウ ハナコ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本町 1-0番 2号
生年月日	2000年(平成12年)1月2日

配偶者の **住民票記載** の住所を入力してください。

郵便番号 (ハイフンなし・半角数字)

住所1 (自動入力) 郵便番号を入力

住所2 (番地以降) (全角文字)

前の画面に戻る

次の画面に進みます

■住民票住所の入力

ここでは、あなたと配偶者について、「住民票に記載された住所」を入力します。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で請求できる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカードのおもて面でも確認できます。

郵便番号7桁を入力して「**住所検索**」ボタンを押すと、「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、「住所2」に住所の続きを入力します。丁目部分が重複となっていないか確認してください。なお、配偶者については、「住民票に記載された住所」があなたと同じ場合、「**申込者本人と同じ住所を自動表示する**」ボタンを押すことで、入力を省略できます。

「個人番号提出可否」画面で「**提出できません**」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

参考：一時保存



「個人番号提出可否」画面及び「住民票住所」画面では、左のボタンを押すことで、入力内容の一時保存ができます。

入力内容を保存しました。

メインメニューに戻る場合は、下の「メインメニューに戻る」ボタンを押してください。入力を続ける場合は、下の「入力続ける」ボタンを押してください。

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

入力が終わったら、画面最下部の「**次へ**」ボタンを押します。

STEP1 個人番号提出可否 STEP2 住民票住所 STEP3 個人番号 STEP4 入力内容確認 STEP5 個人番号提出完了

STEP3 個人番号

個人番号画面は一時保存できません。

1. 登録されているあなたの情報は以下のとおりです。

あなたの情報	
漢字氏名	梅橋 宇
カナ氏名	キコウ マナブ
奨学金申込時等に入力した現住所	〒162-0845 東京都 新宿区 市谷本町 1-0番 2号
生年月日	2000年(平成12年)5月5日

あなたの個人番号を入力してください。

※マイナンバーカード等を確認し、正しい個人番号を入力してください。他の人の個人番号を入力したり、個人番号の全部または一部の入力を誤ると、奨学金の返還が行えません。十分注意して入力してください。

個人番号 (半角数字)

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字)

※個人番号・確認用個人番号に誤りがあると入力した値はすべてクリアされます。

前の画面に戻る

次の画面に進みます

マイナンバーは、マイナンバーカードがなくても「住民票の写し」や「通知カード」で確認できます！

※入力したマイナンバーは「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ表示される。

個人番号 (半角数字)

確認のため、再度個人番号を入力してください。

確認用 (半角数字)

■マイナンバーの提出

ここでは、あなたと配偶者について、マイナンバー12桁を入力します。

入りに先立ち、あなたと配偶者のマイナンバーを確認するための書類を準備してください。配偶者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず配偶者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

【マイナンバーを確認できる書類】

- ・マイナンバーカードうら面
- ・通知カードおもて面
- ・マイナンバー記載の住民票の写し (お住まいの市区町村で請求)

マイナンバーは、誤りがないように、各人について2回ずつ入力します。

特定個人情報保護の観点から、入力したマイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある「**個人番号を表示**」ボタンを押している間だけ、入力したマイナンバーを表示できます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、必ず2か所の「**個人番号を表示**」ボタンを押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。

また、あなたのマイナンバーはあなたの欄に、配偶者のマイナンバーは配偶者の欄に、正しく入力されていることも必ず確認してください。

「個人番号提出可否」画面で「**提出できません**」を選択した方については、次のように表示され、入力が不要となります。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

入力が終わったら、画面最下部の「**次へ**」ボタンを押します。

■入力内容の確認及び送信

ここでは、①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、その内容が正しいことを確認します。（マイナンバーだけは、「**個人番号を表示**」ボタンを押して確認します。）

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある「**～を訂正する**」ボタンを押します。それぞれの画面に戻り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の「**送信**」ボタンを押します。

なお、「個人番号提出可否」画面で「**提出できません**」を選択した方が1名でもいる場合は、「**送信**」ボタンを押した後、下図の警告が表示されます。問題がなければ警告内の「**送信**」ボタンを押し、送信をやめる場合は「**閉じる**」ボタンを押してください。

⚠「送信」ボタンを押す前に必ずご確認ください！

- ・マイナンバーがあるのに、マイナンバーカードを持っていないからといって「提出できません」を選択していませんか？
- たとえ誤解でも、「送信」ボタンを押すと変更できません。
- ・あなたと配偶者のマイナンバーを逆に入力していませんか？

■マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で「**送信**」ボタンを押すと、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、メインメニューに戻るか、ログアウトします。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1週間以内に本機構まで郵送してください。

■手続き完了後の「メインメニュー」画面表示

マイナンバー提出等の手続き完了後は、各人のマイナンバーの提出状況を確認することはできますが、「**個人番号（マイナンバー）の提出等**」ボタンは押せなくなり、入力した情報を訂正することや誰にどのマイナンバーを入力して提出したかを確認することはできません。

⚠入力内容に誤りがあると、奨学金の選考が遅れます！

入力内容の誤りは、機構の審査開始後の発覚となり、不備照会を行ってから再提出等の手続きをすることになりますので、奨学金の選考が遅れます。

上段にも記載のとおり、「**送信**」ボタンを押す前に、必ず全ての情報が正しく入力されていることをご確認ください。

■個人番号（マイナンバー）の提出等



必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	提出済

個人番号（マイナンバー）の提出等

(3) マイナンバーの再提出

マイナンバー提出等の手続きが完了し、「奨学金確認書兼地方税同意書」及び身元確認書類の郵送完了後は、原則として選考の完了を待ちいただくことになります。ただし、次のような場合は、改めてマイナンバー提出等の手続きが必要になります。

■配偶者を追加又は誤って配偶者として入力した人物を変更した場合

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	未提出（人物変更）

個人番号（マイナンバー）の提出等

➡

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	提出済（人物変更）

個人番号（マイナンバー）の提出等

配偶者を追加又は変更した場合は、変更後の人物のマイナンバーを提出する必要があります。上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（人物変更）」と表示されますので、該当者について、改めて前記(2)の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（人物変更）」に変わります。

■提出したマイナンバーが誤っていた場合

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	未提出（要再提出）

個人番号（マイナンバー）の提出等

➡

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	提出済
配偶者	提出済（再提出）

個人番号（マイナンバー）の提出等

機構は、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか（あなた／配偶者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた／配偶者のものであるか）を確認します。その結果、あなたと配偶者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合は、上図のとおり、該当者の「個人番号（マイナンバー）提出状況」の項目に「未提出（要再提出）」と表示されますので、該当者について、改めて前記(2)の手続きを行ってください。手続きが完了すると、「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済（再提出）」に変わります。

⚠ マイナンバーの再提出が必要となった場合は、26ページで登録したあなたのメールアドレスに、メールでお知らせします。スカラネット入力完了後も、登録したメールアドレスは削除しないようご注意ください。

6 進学前離職の特例措置について

申込者本人が進学のために進学前1年以内に離職または無給休職したことにより収入が減少している場合は、以下の特例措置を適用し、家計基準の判定を行います。

(1) 特例措置の概要

家計基準は、住民税情報に基づく貸与額算定基準額により判定を行います。その際、貸与額算定基準額は、2025年度の住民税情報（2024年1月～12月分）に基づいて算定するため、申込者本人が進学に伴い離職または休職（無給の場合に限ります。以下、無給休職といいます。）したことにより収入が減少している場合に、実態との乖離が生じることになります。

このため、大学院に入学する日の1年前から前日までに離職または無給休職した申込者本人の所得を選考に算入しない特例措置を適用することで、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該特例措置の適用の認定を受けても、申込者本人に配偶者がいる場合には配偶者の所得の状況等により、不採用となる場合もあります。

(2) 特例措置適用の対象者

以下のいずれにも該当する申込者本人を対象とします（配偶者は本取扱いの対象となりません）。

- ☐ 2025（令和7）年度の住民税情報（2024年1月～12月分）にて給与所得があり、住民税が課税されている方。
※一般的に、申込者本人の年収が100万円（勤労学生控除の適用を受けていた場合、124万円）を超えると住民税が課税されるとされています。
- ☐ 2026年度に大学院へ進学予定で、入学予定日の1年前から前日までに離職または無給休職した（又はする予定の）方。

(3) 申請方法

スカラネットで申請し、既に離職済の人は申請時に次の書類を進学予定の大学院に提出してください。なお、離職前の人は、離職後速やかに提出してください。

⑨ - あなたの所得情報

(e) あなたは、2025年度（2024年1月～12月分）の住民税情報にて給与所得があり、住民税が課税されており、かつ2026年度に大学院へ入学する日の前1年以内に離職又は無給の休職をしましたか（又はする予定がありますか）。❓

☐ はい ☐ いいえ

入学する日の1年以内に離職
又は無給の休職（又は休職予
定）がある場合

休職又は無給の休職をしている
が、大学院へ入学する日の前1年
以内ではない場合

必要書類	概要
次の（１）～（５）のいずれかの書類 （１）会社発行の離職（退職）証明書 （２）雇用保険被保険者離職票（写し） （３）雇用保険受給資格者証（写し） （４）退職（離職）日の記載がある源泉徴収票（写し） （５）休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの）	入学する日の前1年以内の離職（退職）日※と、離職（退職）者として学生本人の氏名の記載が必要です。 ※休職している場合は、休職日

1 奨学生採用候補者の決定

2025年12月下旬頃または2026年1月上旬頃

進学予定の大学院を置く学校の長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、採用候補者を決定します（決定時期は進学予定の大学院に確認してください）。採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。大学院又は機構が責任をもって廃棄します。

採用候補者として決定した人には、「奨学生採用候補者決定通知」「奨学生採用候補者の皆さんへ」等の書類が交付されます。
※交付される書類は、一部変更となる可能性があります。

書類	対象	備考
2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知（以下、「決定通知」という。）	全員	紛失した場合は、進学予定の大学院に速やかに申し出てください。なお、初回振込みが大幅に遅れる場合があります。
2026年度大学院奨学生採用候補者の皆さんへ	全員	進学前の準備、進学届の提出について説明している冊子です。

2 奨学生採用候補者の辞退

全ての奨学金の採用候補者を辞退する場合は、進学届を入力しないことにより辞退となります。また、第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金の併用貸与の採用候補者が、第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金のどちらかを辞退する場合は、進学届の画面において辞退の手続きを行うことができます。

※授業料後払い制度を辞退する場合、授業料の納付方法に関しては進学先の大学院にご相談ください。

3 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、あなたやあなたの保護者等が公庫の「国の教育ローン」を申込み等したものの利用できなかった世帯の学生を対象とする奨学金です。ただし、予約採用申込時に申告された家計基準が一定額以下の場合、公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。申込みの手続きが必要かどうかは、「決定通知」に記載された以下の表示により異なります。表示に従い、次のページの図（フローチャート）にて手続きを進めてください。

○ 「決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に「国の教育ローン」の申込不要と記載されている人は、「A」に従ってください（「国の教育ローン」への申込みは不要です）。

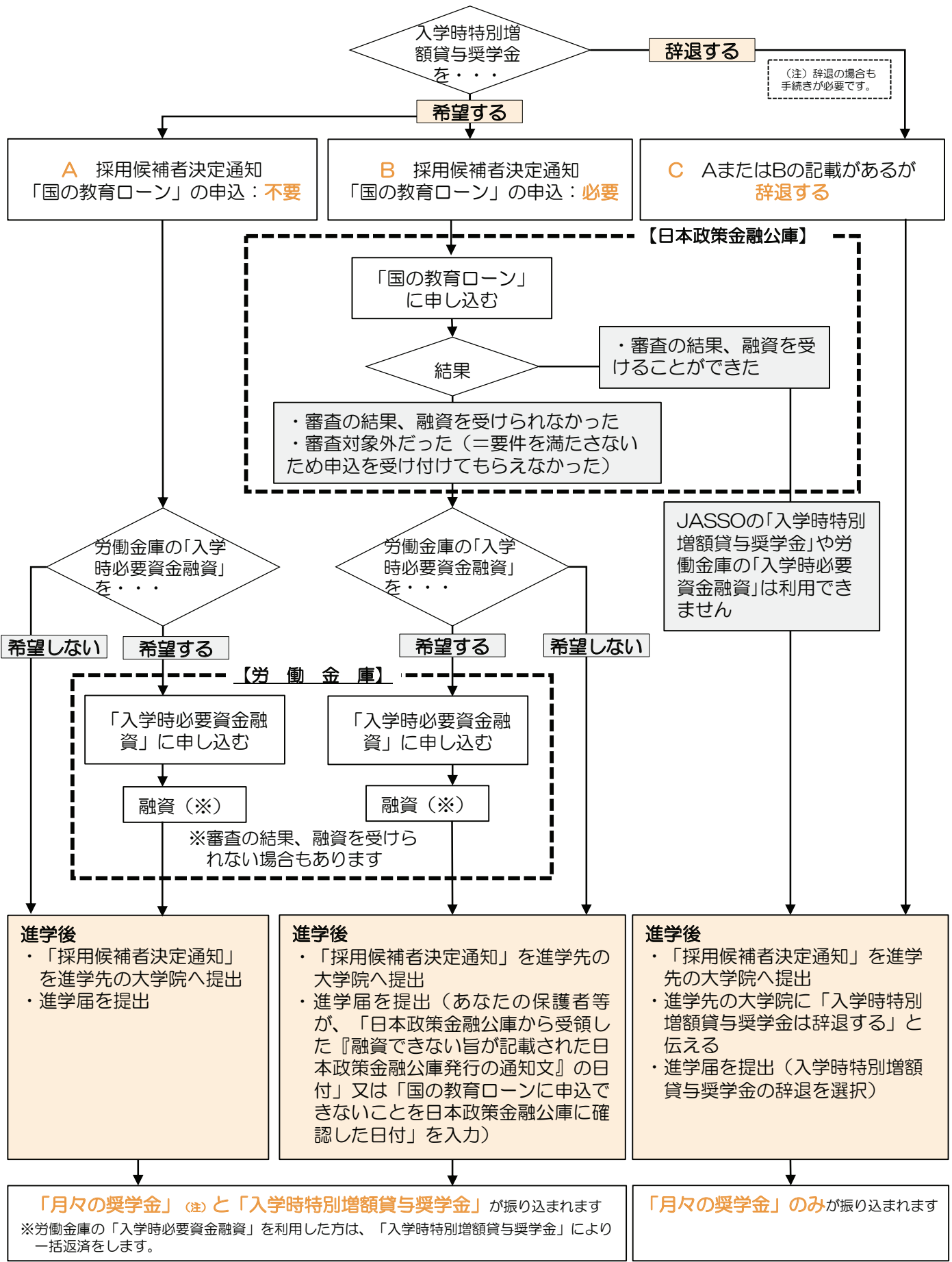
※「A」の対象者は、奨学金申込時の家計基準における貸与額算定基準額が0円の人です。

○ 「決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に「国の教育ローン」の申込必要と記載されている人は「B」に従ってください（「国の教育ローン」への申込みが必要です）。

なお、「国の教育ローン」の融資を受けることができた場合は、本機構の入学時特別増額貸与奨学金は、利用できません。

※「B」の対象者は、奨学金申込時の家計基準における貸与額算定基準額が0円を超えている人です。

○ 採用候補者決定通知で上記「A」「B」のいずれかが記載されていても、進学届で入学時特別増額貸与奨学金の辞退を希望する人は、「C」に従ってください。



(注) 授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、学校が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。

4 労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）について

前図の労働金庫の「入学時必要資金融資」（以下、「つなぎ融資」という。）とは、**入学前に必要な資金について、「決定通知」に記載された入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で労働金庫が融資する**制度です。入学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」にて、利子を含めて融資された金額を一括で返済することになります。

(1) つなぎ融資を受けるまでの手続き

つなぎ融資を申込み際は「入学時特別増額貸与奨学金」を受けることができることを証明する書類を労働金庫に提出することが必要です（本ページ **5**「進学時の提出書類」参照）。

注1 「決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に「**国の教育ローン**」の**申込必要**と記載のある人は、**日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きを行い、進学時の提出書類を揃えておく**必要があります（35ページ **3**参照）。

注2 進学先により、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、**つなぎ融資を利用できない場合がありますので、ご注意ください。**

(2) つなぎ融資に関する注意点

- 進学後、速やかに「進学届」を提出すること（進学届の提出日より奨学金の初回振込日が変動します）。
- 進学届提出時に、必ず入学時特別増額貸与奨学金を希望すること。また、入学時特別増額貸与奨学金の貸与額を変更する場合は、「つなぎ融資」の金額よりも低い金額にしないこと（労働金庫への一括返済ができなくなります）。
- 奨学金振込口座として、**必ず労働金庫の普通預金口座（本人名義）を開設すること。**

採否決定結果通知及び3月下旬頃に本学Webサイト（金沢大学トップ＞教育・学生支援・学生活動＞経済的支援・各種奨学金＞奨学金・各種給付・貸付等＞進学届）でお知らせしますので確認してください。

5 進学時の提出書類（2026年4月以降入学後）

進学したときは、速やかに、進学先の大学院の奨学金窓口に必要な書類を提出してください。

なお、予約採用の人（採用候補者）を対象とした奨学金の手続きに関する説明会への出席を指示されることがあります。必ず出席してください。

書類	備考
2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】	全員提出が必要です。

6 「進学届」の提出

上記 **5** の提出書類を進学先の大学院に提出した後、大学院より進学届提出に必要なIDやパスワードが交付されます。そのIDとパスワードを用いてインターネットにて「進学届」を提出します。なお、進学届において、連帯保証人・保証人等の情報を機構に届け出ます。

7 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退

「進学届」で変更可能な事項と提出後に進学先の大学院での手続きが必要な事項は、以下のとおりです。なお、今後変更となる可能性があります。

「進学届」で変更可能な事項	「進学届」提出後に大学院への願・届の提出が必要な事項
・第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金の併用貸与の片方の辞退 ・入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退 ・本人の生年月日 ・本人の性別 ・貸与月額 ・生活費奨学金の月額 ・入学時特別増額貸与奨学金の貸与額 ・利率の算定方法 ・保証制度（※1） ・奨学金振込口座 ・第一種奨学金の返還方式 ・授業料後払いから第一種奨学金への変更（※2） ・第一種奨学金から授業料後払いへの変更（※2）	・本人の氏名

※1 授業料後払い制度は機関保証制度のみとなります。保証制度の変更はできません。

※2 変更する場合は、進学先の大学院に相談してください。

8 別の種類の奨学金を希望する場合

予約採用で決定したものと別の種類の奨学金を希望する場合（例：予約採用で第一種奨学金又は授業料後払い制度の採用候補者となった人が第二種奨学金も希望する場合）、申込資格、基準、注意事項等を満たしていれば、進学後の「在学採用」の募集時期に申し込むことができます。

1 採用時の手続き

進学届の提出後、奨学生として決定し、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

(1) 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が進学先の大学院から交付されます。

奨学生採用に係る書類	備考
「奨学生証」	
「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」という。）	本ページ (2) 参照
「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）	機構ホームページ掲載
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ

(2) 「返還誓約書」の提出

詳細は、(1)奨学生採用に係る書類の交付と併せて通知します。

「返還誓約書」を大学院の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、大学院が定めた期限までに提出してください。**期限までに提出しない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。**（授業料後払い制度において、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、大学院から機構へ返金されます。その分の授業料の納付については大学院の指示に従ってください。）



- ・ 機関保証の場合は「本人以外の連絡先」の人の署名が、人的保証の場合は連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）が必要です。
- ・ 人的保証の場合、この段階になって連帯保証人・保証人から断られることのないよう、申込みの時から依頼する予定の人によく説明して承諾を得ておいてください。

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

書類	備考
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証を選択した人は提出が必要です。
連帯保証人・保証人の必要書類 （20ページ 13 【人的保証制度】(5) 参照）	人的保証を選択した人は提出が必要です。
【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	

※「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※ 必要な添付書類は「返還誓約書」右下に印字されます。

なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

（参考）割賦方法の選択の説明は15 ページ **11** (2)

2 奨学金貸与中の手続き・注意事項

(1) 貸与を受けている間の注意事項

- ① 奨学生に採用された後は、「貸与奨学生のしおり」(機構ホームページ掲載)をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
- ② 在学中は、大学院の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。大学院が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、大学院からの呼び出しには必ず応じてください。
- ③ 「返還誓約書」に記載した内容に変更が生じた場合は、大学院の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

(2) 適格認定 対象者にアカンサスポータルのメッセージで通知します。

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回(12月～2月頃)「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル(裏表紙参照)を通じて提出する必要があります。提出する前に「貸与額通知」(スカラネット・パーソナルで確認)に記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直したうえで「奨学金継続願」を提出してください。大学院は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られることがあります。奨学生としての自覚を持って勉学等に励んでください。

(3) 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

[奨学生採用後に変更できる項目]

項目	留意事項
奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する(やめる)ことができます。 なお、授業料後払い制度は、辞退の申し出をした場合でも、奨学生に課せられている授業料の都合により、それより後に授業料支援金が振り込まれることがあります(その場合でも、返還は必要です)。
奨学金振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。 なお、授業料後払い制度の授業料支援金の振込先は、大学院が、大学院とするか本人とするかを変更することができます。本人が変更することはできません。
貸与月額 生活費奨学金の月額	本冊子で紹介している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です(授業料後払い制度は、授業料支援金も含めて返還が必要です)。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、40ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の「入学時特別増額貸与奨学金の額」は変更できません。 授業料後払い制度の支援対象授業料の金額は大学院が指定します。本人が変更することはできません。なお、支援対象授業料の変更により、貸与予定総額が返還誓約書に記載された借入金額より大きくなる場合は、別途手続きが必要です。
第二種奨学金の利率の算定方法	貸与時は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。また、在学中においても40ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の第一種奨学金又は授業料後払い制度+入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法は変更できません。
返還方式	第一種奨学金については、返還方式(「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」)を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。(15ページ 11 (3) 返還方式の変更(第一種奨学金のみ)参照)なお、授業料後払い制度は所得連動返還方式となります。定額返還方式を選択することはできません。
連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください(20～22ページ参照)。
保証制度(人的保証から機関保証への変更)	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括で入金する必要があります(18ページ 13 参照)。

[奨学生採用後に変更できない項目]

項目	留意事項
入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
第一種奨学金又は授業料後払い制度＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点で、利率の算定方法が確定します。
保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

(4) 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- ① 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
 - ② 辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき
(奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)。
 - ③ 退学：大学院を退学したとき。
 - ④ 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
 - ⑤ 死亡：奨学生本人が死亡したとき。
- ※授業料後払い制度は、奨学生に課せられている授業料の都合により、辞退、退学、死亡の申し出や廃止の認定を受けた後に授業料支援金が振り込まれる場合があります。その場合も返還が必要です。

3 貸与終了後の返還

(1) 口座振替

貸与終了時に、大学院の指示に従い、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還のための口座振替の加入手続きをしてください(奨学金を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です)。

(2) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法(定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」)、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始)。返還は、(1) で手続きした金融機関の口座からの振替(引落し)によって行われます。振替(引落し)日は毎月27日(この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)です。

返還額の決定に係る項目の掲載箇所	
利率の算定方法	11 ページ 8 (1)
増額貸与利率の算定方法	12 ページ 8 (2)
元利均等返還	12 ページ 9
返還方式の種類と概要	13～15 ページ 11 (1)
定額返還方式の割賦方法	15 ページ 11 (2)
月賦返還の例	41 ページ 3 (6)
奨学金貸与・返還シミュレーション	42 ページ 3 (7)

(3) 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。
連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、氏名、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

(4) 繰上返還を希望する場合

貸与終了の翌月から繰上返還ができます。
第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について繰上返還をする場合、その繰上にあたる期間の利子はかかりません。
ただし、返還据置期間(12 ページ 9 参照)の利子はかかります。

(5) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは、「返還完了証」を送付します。

(6) 月賦返還の例

第一種奨学金

◆第一種奨学金 2026年度大学院入学者

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式
				月賦返還額	返還回数(期間)	返還金額と回数
修士課程	50,000円	24か月	1,200,000円	8,333円	144回(12年)	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額＝「課税対象所得×9%」÷12 (1円未満の端数は切り捨て) (子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します)
		36か月	1,800,000円	11,538円	156回(13年)	
	88,000円	24か月	2,112,000円	12,571円	168回(14年)	
		36か月	3,168,000円	14,666円	216回(18年)	
博士課程	80,000円	36か月	2,880,000円	15,000円	192回(16年)	
		48か月	3,840,000円	16,000円	240回(20年)	
	122,000円	36か月	4,392,000円	18,300円	240回(20年)	
		48か月	5,856,000円	24,400円	240回(20年)	

※授業料後払い制度は所得連動返還方式のみです。

第二種奨学金(4月から貸与を始める場合)

●定額返還方式の例

◆第二種奨学金

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率1.712%(注1)の場合		返還回数(期間)
			返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	
50,000円	24か月	1,200,000円	1,338,343円	9,293円	144回(12年)
	36か月	1,800,000円	2,024,049円	12,974円	156回(13年)
	48か月	2,400,000円	2,743,117円	15,238円	180回(15年)
80,000円	24か月	1,920,000円	2,159,002円	13,839円	156回(13年)
	36か月	2,880,000円	3,318,571円	17,283円	192回(16年)
	48か月	3,840,000円	4,569,694円	19,040円	240回(20年)
100,000円	24か月	2,400,000円	2,743,117円	15,238円	180回(15年)
	36か月	3,600,000円	4,284,105円	17,849円	240回(20年)
	48か月	4,800,000円	5,712,141円	23,800円	240回(20年)
130,000円	24か月	3,120,000円	3,653,694円	16,915円	216回(18年)
	36か月	4,680,000円	5,569,341円	23,205円	240回(20年)
	48か月	6,240,000円	7,425,806円	30,941円	240回(20年)
150,000円	24か月	3,600,000円	4,284,105円	17,849円	240回(20年)
	36か月	5,400,000円	6,426,166円	26,775円	240回(20年)
	48か月	7,200,000円	8,568,306円	35,700円	240回(20年)

◆第二種奨学金 法科大学院で増額貸与を受けた場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率1.712%(注1) 増額部分利率1.912%の場合		返還回数(期間)
			返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	
190,000円	24か月	4,560,000円	5,448,940円	22,704円	240回(20年)
	36か月	6,840,000円	8,173,505円	34,056円	240回(20年)
220,000円	24か月	5,280,000円	6,322,633円	26,344円	240回(20年)
	36か月	7,920,000円	9,484,065円	39,516円	240回(20年)

(注1) 2025年6月貸与終了者の利率(利率固定方式)です。

(注2) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(7)「奨学金貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができるシステムです。「奨学金貸与・返還シミュレーション」には、機構のホームページからアクセスしてください。

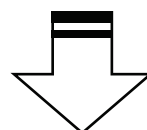
※授業料後払い制度については未対応です。



<奨学金貸与・返還シミュレーション>



必要な奨学金や返還するときのことも考えてシミュレーションしてみましょう。



◇STEP 1◇

貸与情報（借りる時の情報）を入力します。



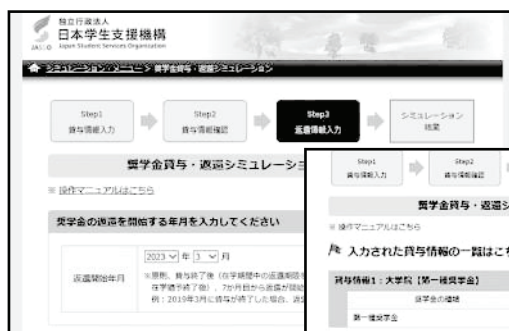
◇STEP 2◇

貸与情報（STEP 1で入力した内容）の確認をします。



◇STEP 3◇

返還情報（返す時の情報）を入力をします。



◇シミュレーション結果◇

STEP 1～3で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。グラフも表示されます。結果は印刷できます。



画面はイメージです。

文言等については変更される場合があります。

(8) 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	通算15年間（180か月）まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※ 願出の事由により異なる
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

(9) 奨学金の返還を延滞した場合

延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3.0%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

個人情報情報機関への登録

延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関への登録対象となります。新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人情報情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。（詳細は16ページ参照）

延滞が長期にわたった場合

返還期限が到来していない分を含め、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額を一括で請求します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的手続きを行うことがあります（44ページ参照）。

※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

機関保証制度の場合

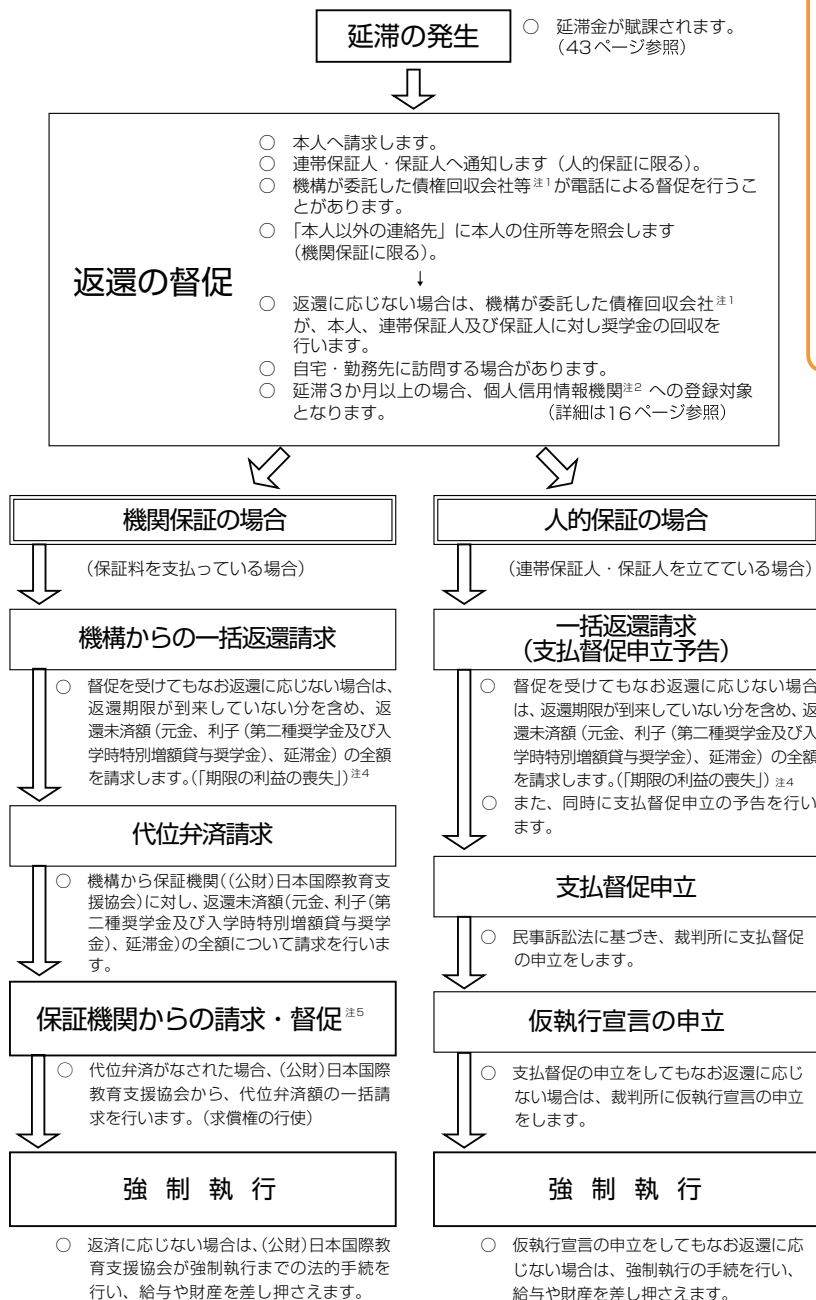
保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関はあなたに一括請求を行います（保証機関からの請求に応じない場合、年10.0%の遅延損害金が増加され、最終的には強制執行までの法的手続きを行うことがあります）。代位弁済が行われても、必ず本人が保証機関に返済しなければなりません。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することとなります。

人的保証制度の場合

民事訴訟法に基づく法的手続きを行い、最終的に強制執行まで行うことがあります（法的手続きを行った場合、その手続費用も併せて請求します）。

資料 奨学金の返還を延滞した場合

奨学金の返還を延滞した場合



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合、10月に返還開始)。貸与が終了する際は、所定の返還手続(40ページ参照)を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続を行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度(43ページ参照)の利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

裁判所を通じた法的手続^{注3}

注1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

注2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

注3 支払督促申立以降に生じた手続費用は、本人の負担になります。

注4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子(第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金)・延滞金の全額を一括返還請求されます。

注5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考1 機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び下表の記載例以外の場合については、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



(1) 第一種奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
修士・博士前期課程 専門職大学院の課程（2年課程）	50,000円	24月	1,200,000円	144月	1,517円
	88,000円		2,112,000円	168月	3,054円
専門職大学院の課程（3年課程）	50,000円	36月	1,800,000円	156月	1,602円
	88,000円		3,168,000円	216月	3,723円
博士・博士後期課程	80,000円	36月	2,880,000円	192月	3,065円
	122,000円		4,392,000円	240月	5,629円
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000円	48月	3,840,000円	240月	3,635円
	122,000円		5,856,000円	240月	5,543円

（注）一貫制博士課程は、機構のホームページをご覧ください。

	貸与額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円	1月	100,000円	36月	1,031円
	200,000円		200,000円	72月	3,986円
	300,000円		300,000円	84月	6,915円
	400,000円		400,000円	120月	12,860円
	500,000円		500,000円	120月	16,075円

(2) 授業料後払い制度

●授業料支援金

区分		貸与期間	貸与総額	保証料総額	（参考） 授業料相当額（支援対象授業料）
修士・博士前期課程 専門職大学院の課程（2年課程）	国・公立	24月	1,107,642円	36,042円	1,071,600円
	私立		1,611,345円	59,345円	1,552,000円
専門職大学院の課程（3年課程）	国・公立	36月	1,667,894円	60,494円	1,607,400円
	私立		2,420,763円	92,763円	2,328,000円

※上表は各貸与期間において、支援対象授業料として学校が指定できる上限額（1年間の額：国公立535,800円、私立776,000円）の貸与を受けた場合の例です。

●生活費奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与総額	保証料月額
修士・博士前期課程 専門職大学院の課程（2年課程）	20,000円	24月	480,000円	516円
	40,000円		960,000円	1,301円
専門職大学院の課程（3年課程）	20,000円	36月	720,000円	597円
	40,000円		1,440,000円	1,367円

(3) 第二種奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
大学院全課程	50,000円	24月	1,200,000円	144月	1,839円
		36月	1,800,000円	156月	1,948円
		48月	2,400,000円	180月	2,181円
		60月	3,000,000円	204月	2,398円
	80,000円	24月	1,920,000円	156月	3,164円
		36月	2,880,000円	192月	3,751円
		48月	3,840,000円	240月	4,486円
		60月	4,800,000円	240月	4,418円
	100,000円	24月	2,400,000円	180月	4,496円
		36月	3,600,000円	240月	5,695円
		48月	4,800,000円	240月	5,608円
		60月	6,000,000円	240月	5,523円
	130,000円	24月	3,120,000円	216月	6,862円
		36月	4,680,000円	240月	7,403円
		48月	6,240,000円	240月	7,290円
		60月	7,800,000円	240月	7,179円
	150,000円	24月	3,600,000円	240月	8,673円
		36月	5,400,000円	240月	8,542円
		48月	7,200,000円	240月	8,412円
		60月	9,000,000円	240月	8,284円
	190,000円 (15万円+4万円)	24月	4,560,000円	240月	10,997円
		36月	6,840,000円	240月	10,831円
	220,000円 (15万円+7万円)	24月	5,280,000円	240月	12,742円
		36月	7,920,000円	240月	12,551円

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院課程で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(4) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額	増額貸与額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額	増額分の保証料額
大学院全課程	50,000円	300,000円	24月	1,500,000円	156月	1,979円	11,877円
			36月	2,100,000円	180月	2,216円	13,296円
			48月	2,700,000円	180月	2,182円	13,092円
			60月	3,300,000円	228月	2,643円	15,861円
	80,000円		24月	2,220,000円	168月	3,384円	12,690円
			36月	3,180,000円	216月	4,161円	15,606円
			48月	4,140,000円	240月	4,488円	16,833円
			60月	5,100,000円	240月	4,420円	16,575円
	100,000円		24月	2,700,000円	180月	4,499円	13,497円
			36月	3,900,000円	240月	5,697円	17,091円
			48月	5,100,000円	240月	5,610円	16,830円
			60月	6,300,000円	240月	5,525円	16,575円
	130,000円		24月	3,420,000円	240月	7,519円	17,352円
			36月	4,980,000円	240月	7,406円	17,091円
			48月	6,540,000円	240月	7,293円	16,830円
			60月	8,100,000円	240月	7,181円	16,572円
	150,000円		24月	3,900,000円	240月	8,676円	17,352円
			36月	5,700,000円	240月	8,544円	17,088円
			48月	7,500,000円	240月	8,415円	16,830円
			60月	9,300,000円	240月	8,286円	16,572円
	190,000円 (15万円+4万円)		24月	4,860,000円	240月	11,001円	17,370円
			36月	7,140,000円	240月	10,833円	17,106円
	220,000円 (15万円+7万円)		24月	5,580,000円	240月	12,744円	17,379円
			36月	8,220,000円	240月	12,553円	17,118円

（注）表中では、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

（特記事項）

- ① 保証料は、貸与月額、貸与期間、貸与利率及び返還期間等により異なります。
※45～本ページの保証料額は、2025年度に新たに奨学生として採用された方の例であり、目安です。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

参考2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款
(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることのできることを、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(注) 本約款は2025年8月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp/>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

よくあるご質問（大学院予約）

奨学金の申込手続きに関するよくある質問をまとめて掲載しています。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



進学資金シミュレーター

必要事項を入力することで、家計基準以下であるか試算できます。シミュレーション結果と実際の選考結果は必ずしも一致しません。



奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネットのログイン方法

スカラネットのログイン方法などの動画を掲載しています。



スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）



企業による奨学金返還支援（代理返還）



申込みにに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301

ナビダイヤル
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問合せ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」「用意する書類が分からない」



0570-001-320

ナビダイヤル
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。